

再 評 価 調 書

I 事業概要					
事業名	河川事業				
地区名	二級河川北浜川水系 <small>きたはまがわ</small>				
事業箇所	西尾市				
事業の あらまし	<p>北浜川は、その源を西尾市<small>どうこうじちやう</small>道光寺町地内の市街地に発し、支川の二の沢川<small>に さわがわ</small>を合わせ三河湾に注ぐ、河川延長約 7.1km、流域面積約 22.8km²の二級河川である。</p> <p>当該流域では、過去に 1959 年 9 月の伊勢湾台風、1971 年 8 月の台風 23 号、2008 年 8 月の 8 月末豪雨、2012 年 9 月の集中豪雨等により浸水被害を受けている。</p> <p>このため、2016 年 2 月に二級河川北浜川水系河川整備計画を作成し、北浜川の本川は西尾市一色町治明地内の河口付近から西尾市矢曾根町地内の北浜橋付近までの約 5.6km、支川の二の沢川は西尾市住崎町地内の北浜川合流点付近から西尾市天神町地内までの約 2.1km を工事対象区間とし、河道拡幅や河床掘削、橋梁改築、堰改築等を計画的に実施することにより、治水安全度の向上を図っている。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>(1) 河川改修等による治水安全度の向上</p> <p>年超過確率 1/5 の規模の降雨（24 時間雨量 152mm）を安全に流下させることを目標とする。</p>				
計画変更 の推移		事業採択時 (2016)	再評価時 (2021)	変動要因の分析	
	事業期間	2016～2045	2016～2045	変更なし	
	事業費（億円）	93.6	93.6	変更なし	
	経費 内訳	工事費	81.5	81.5	変更なし
		用補費	12.1	12.1	変更なし
その他		0.0	0.0	変更なし	
事業内容	河道拡幅 河床掘削 橋梁改築 堰改築 事業延長 L=約 7.7km	河道拡幅 河床掘削 橋梁改築 堰改築 事業延長 L=約 7.7km	変更なし		

II 評価

1) 必要性
の変化

【事業採択時の状況】

北浜川水系では、河道の現況流下能力が年超過確率 1/5 の規模の降雨に対する流量を下回っている。その中でも、支川の二の沢川は流下能力が特に小さく、浸水被害が多く発生していることから、その対応を最優先で進めてきた。

しかしながら、未整備区間が多く残っているため、2016年には今後の整備内容を定めた「二級河川北浜川水系河川整備計画」を作成し、治水対策を実施することとした。

表 1 主な浸水実績

洪水 年月日	異常 気象名	観測所	時間最大 雨量 (mm)	総雨量 (mm)	床下 浸水 (戸)	床上 浸水 (戸)
1959. 9. 26 ～9. 27	伊勢湾 台風	名古屋地方気象台（名 古屋市千種区日和町）	21	70	不明	不明
1971. 8. 30 ～8. 31	台風 23 号	岡崎地方気象台（岡崎 市美合町地蔵野）	62	393	不明	不明
1991. 9. 18 ～9. 19	台風 18 号	西尾（県） （西尾市寄住町下田）	28	174	184	24
2008. 8. 29 ～8. 30	8 月末豪雨	西尾（県） （西尾市寄住町下田）	27	182	40	1
2012. 9. 11	集中豪雨	西尾（県） （西尾市寄住町下田）	58	94	21	39
2018. 9. 4	台風 21 号	西尾（県） （西尾市寄住町下田）	53	111	27	4

（出典）台風 18 号：愛知県河川歴史文獻資料集（19 北浜川）

8 月末豪雨：水害統計（北浜川流域）

集中豪雨：西尾市資料（北浜川流域）

台風 21 号：水害統計（北浜川流域）

【再評価時の状況】

北浜川水系では、近年でも浸水被害が生じており、全国や近隣地域において過去にも増した被害が発生している状況にあるため、引き続き、被害軽減対策となる河川改修を積極的に進めていく必要がある。

【変動要因の分析】

2016 年から 2020 年にかけて、西尾市の人口はおおむね横這いとなっている。また世帯数は 5.9%増加した。また、西尾市全体の土地利用は、2016 年から 2019 年にかけて、宅地は 1.9%増加、農地は 2.3%減少している。（北浜川流域に対する西尾市全体の面積比率は 14.1%）

判定

B

A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。

ⓑ： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。

C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。

※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着手時」を「前回評価時」に置き換えることができる。

【理由】

北浜川水系の全流域が含まれる西尾市の人口や土地利用の変化はわずかであり、事業採択時に比べ必要性にほとんど変化はない。

①事業の必要性の変化

【施工済みの内容】

- 河川整備計画に位置付けた事業対象区間のうち、現在の改修状況は下記のとおりである。

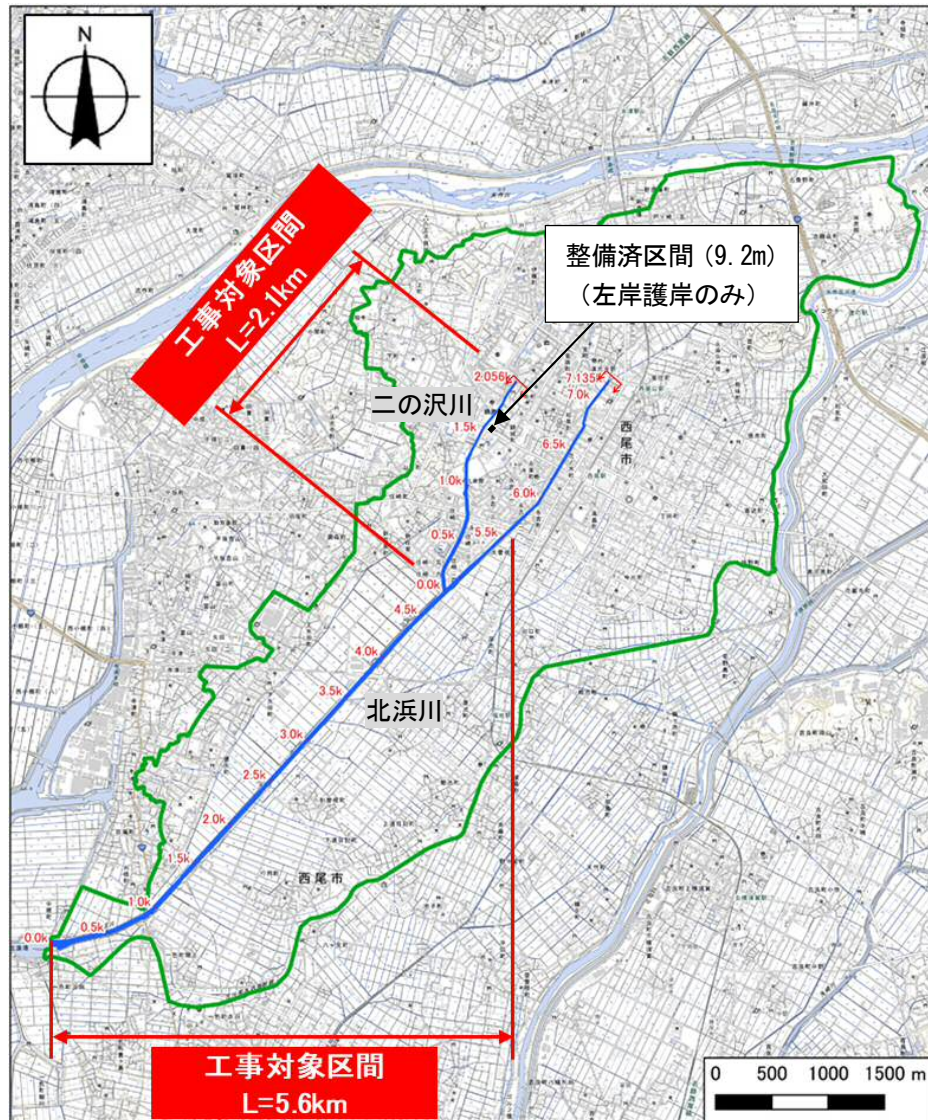


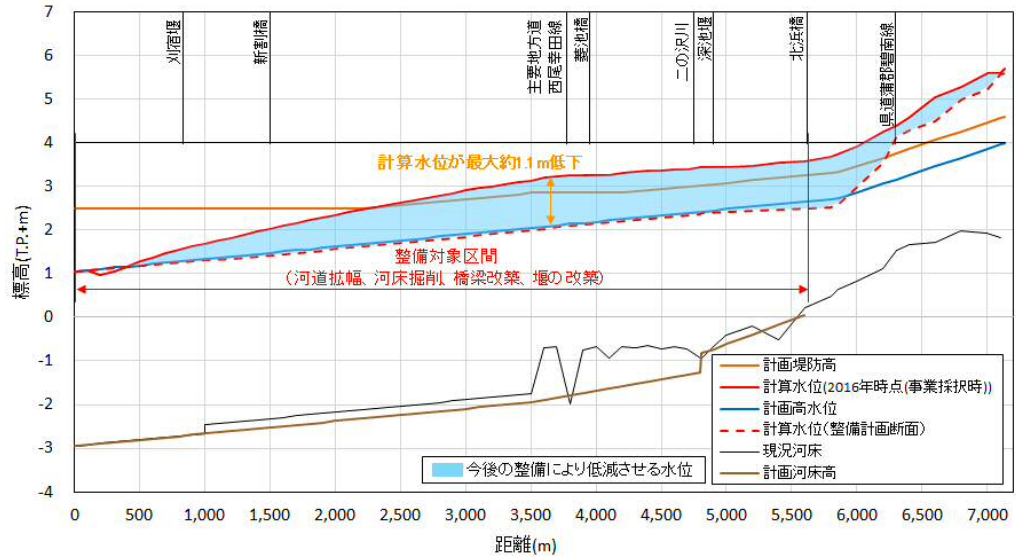
図1 事業進捗状況図

【事後評価に準ずるフォローアップ】

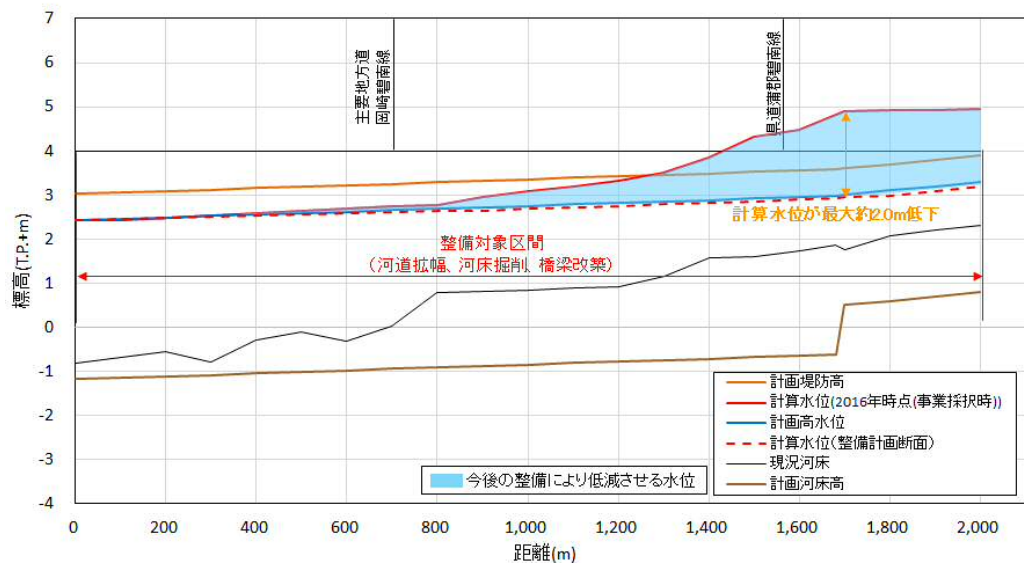
■水位低減効果

- ・現時点で整備が完了した区間はないため、水位低減効果はみられない。そのため、事業進捗にともなう具体的な効果は現時点では発現されていない。

【北浜川】



【二の沢川】



2) 未着手
又は長期化の
理由

特になし。

3) 今後の
事業進捗の見
込み

【阻害要因】
特になし。

【今後の見込み】

事業進捗は概ね順調であり、計画通り 2045 年度に完了する見込みである。

判定	A	<p>Ⓐ：これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。</p> <p>B：次のいずれか（該当する項目に「○印」を付ける）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 ・これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 ・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 <p>C：阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。</p>
	【理由】	<p>阻害要因は特になく、計画通りの完成が見込まれるため。なお、今後も社会情勢の変化等を考慮しながら必要に応じて計画の見直しを行う。</p>

1) 貨幣価値化可能な効果(費用対効果分析結果)の変化

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析の算定基礎となった要因変化の有無】
 ・変化無し。
 【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果】
 ・本事業の全体事業に対する費用便益比は4.4(>1)であり、事業効果が期待できる。

表5 費用便益分析表

区分		事業採択時 (基準年:2016)	再評価時 (基準年:2021)	備考
費用 (億円)	事業費(建設費)	56.1	—	
	維持管理費	6.8	—	
	合計(C)	62.9	—	
効果 (億円)	一般資産被害額	92.8	—	
	農作物被害額	4.4	—	
	公共土木施設等被害額	157.1	—	
	間接被害額	18.7	—	
	残存価値	1.7	—	
	合計(B)	274.6	—	
	(参考) 算定 要因	浸水面積(ha)	388.5	388.5
	宅地面積(ha)	39.5	46.8	19%
	農地面積(ha)	323.2	313.2	-3%
	人口(人)	1,401	1,254	-11%
費用対効果分析結果(B/C)		4.4	—	変更なし

※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。

※算定要因の数値は、国土数値情報土地利用メッシュ(国土交通省国土計画局)および100mメッシュ延床面積データに基づく。

※再評価における費用対効果分析については、愛知県公共事業評価実施要領細則により、原則として、事業採択時(前回評価時)と比べ、その要因が3割を超えて変化している場合、または費用対効果分析結果が1未満になる恐れがある場合に実施するものとするとしており、今回評価では算定していない。

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析手法】

・治水経済調査マニュアル(案)(国土交通省河川局 2005.4)

河川事業は、主に豪雨等による洪水あるいは台風時の高潮等による被害軽減及び防止を目的とした事業であり、河川改修等を実施することで解消・軽減できる被害額を便益とし、それに要する費用とを比較して求めている。事業採択にあたっては、値が1以上であることを要件としている。

【変動要因の分析】

・費用対効果分析の算定基礎となった要因に大きな変動はない。

2) 貨幣価値化困難な効果の変化

【事業採択時の状況】

・特になし。

【変動要因の分析】

・特になし。

判定

A

Ⓐ: 事業着手時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。
 B: 事業着手時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通しがある。
 C: 事業着手時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通しが立たない。

	<p>【理由】 算定要因に大きな変動がない為、事業採択時と同様の事業効果が発現される見通しである。</p>
III 対応方針	
継続	<p>中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。</p>
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容	
<p>■対象（事業完了後5年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 ・－</p> <p>【主な評価内容】 ・事業後の河川水位や浸水の規模等 ※事業完了後5年以内に計画規模と同等の降雨が発生しなかった場合には、同期間の最大規模の降雨により評価する。 ※事業後の河川水位の低下や浸水の規模・発生頻度の減少などを検討し、事業効果の評価を行う。</p>	
V 事業評価監視委員会の意見	
<p>二級河川北浜川水系の対応方針（案）[事業継続] を了承する。</p>	
VI 対応方針	
<p>事業継続</p>	